

ID: 126

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 第7条		
例規番号	昭和62年 規則第10号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付) 第七条 受給資格者は、受給者証を破損し、汚損し、又は亡失したため再交付を希望するときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書(別記様式第六号)を町長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日